|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **連番** | **質問** | **回答** |
| 記載日 | １ | 「上記のとおり月額の自己負担限度額に達しました」の欄の日付はいつの日付を記載すればよいのか。 | 実際に患者負担が月額自己負担限度額に達した日付を記載します。 |
| 徴収印 | ２ | 徴収印は担当者印でもよいか。また、サインでもよいか。 | 自己負担限度額管理票の徴収印につきましては、特に定めはありませんが、医療機関もしくは事業所としての対外的な確認用の印であって、医療機関又は事業所が責任を持って対応する職員であることが説明できる体制のうえであれば担当者印を使用しても差し支えありません。また、サインは不可です。 |
| 介護保険 | ３ | 介護保険を利用した際の診療報酬の額について、10円未満の端数がある場合にどのように記載したらよいか。 | 自己負担限度額管理票については、国の記載要領によりますと、患者から徴収した額に10円未満の端数がある場合には四捨五入した額を自己負担額の欄に記載することとされています。国に確認しましたところ、医療保険に合わせて10円単位に統一する趣旨ということでしたが、実際に徴収する額は円単位で徴収します。管理票上では、10円単位で記載することになります。 |
| ４ | 訪問看護の請求金額は訪問の都度記載するのか、月でまとめて記載するのか。 | 請求金額が確定している場合は、訪問の都度ご記載ください。しかし、訪問看護にかかる介護報酬は、１か月分をまとめて翌月精算することが多い実情があります。その際は、精算の月ではなく、サービスを行った月の分としてご記載ください。（平成27年１月分は２月の精算確定後、１月分の月額管理票の日付欄に、月の末日を記載します。） |
| ５ | 複数の訪問看護事業所を利用している場合、月額自己負担限度額はどの事業所が徴収したらよいのか。 | 訪問看護サービス事業者が月末締めで患者さんからの徴収額を計算される場合は、月末における負担の累計額を確認のうえ行うこととされております。国に確認しましたところ、管理票に記載する順序などについては特に定めはございません。患者様の自己負担限度額の修正等の必要が生じた場合は、関係事業者等の間で調整していただくことになるとの見解です。 |
| ６ | 介護保険を利用した場合、「診療報酬点数」欄にはどのように記載したらよいのか。 | 単位「点」を消し、円単位で全額を記載してください。（「自己負担額」欄には10円未満の端数を四捨五入して記載します。） |
| 累計額 | ７ | 「月額の累計額」が月額自己負担限度額に達した後は、患者さんからの申し出がなければ、自己負担限度額管理票を記載する必要はないか。 | 自己負担限度額管理票の記載により「軽症高額該当」や「高額かつ長期」等の確認をすることができるため、患者さんからの申し出がない場合にも管理票を記載していただくことを推奨します。⇒記載いただく場合は、自己負担限度額管理票の医療費総額（10割）の欄にのみ記載し、自己負担額と月額の累計額の欄は斜線を引いてください。 |
| ３者併用 | ８ | 三者併用(社保分)・包括請求(国保分)時に、指定難病に係る自己負担がない場合、自己負担限度額管理票を記載する必要はあるか。 | 自己負担限度額管理票の記載により「軽症高額該当」や「高額かつ長期」等の確認をすることができるため、窓口負担がない場合でも、管理票を記載していただくことを推奨します。⇒記載いただく場合は、自己負担限度額管理票の欄に、窓口負担があった場合に負担したであろう金額を記載と、「徴収印」欄に押印してください。 |